

教育規程および施行細則（スカウトの海外渡航に関する基準）の改正

第7章 教育の方法

本則

- 7－8 海外渡航
- 7－9 海外派遣
- 7－10 個人海外旅行
- 7－12 国際紹介状

施行細則

- 7－12－1 国際紹介状の申請
- 7－12－2 受給者の義務
- 7－8－3 帰国後の報告

2025年 9月6日教育推進本部会合承認

10月4日理事会承認

11月1日施行

教育規程改正

条文番号	現行	条文番号	改正案	
7-8 海外渡航	海外渡航は、加盟員が国際親善を通して国際理解を深めることを基本とする。 ②本連盟に加盟するスカウト及び指導者の海外渡航は、<u>海外派遣と個人海外旅行とする。</u> ③ 海外渡航に関する細部は、別に定める。	7-8 海外渡航	海外渡航は、加盟員が国際親善を通して国際理解を深めることを基本とする。 ②本連盟に加盟するスカウト及び指導者の海外渡航は、日本連盟海外派遣、県連盟・地区・団による海外派遣（または海外旅行）および個人海外旅行とする。 ③ 海外渡航に関する細部は、別に定める。	一部修正
7-9 海外派遣	海外派遣は、海外で開催される次に掲げるものとし、<u>原則として相手国連盟の招待又は承認を受けたものとする。</u> (1) 世界スカウトジャンボリー、世界スカウト会議等の世界的な行事 (2) <u>地域スカウトジャンボリー、地域スカウト会議等の地域的な行事</u> (3) 世界スカウト機構によって公認された国際的な行事 (4) 世界スカウト機構に加盟する相手国連盟が主催又は公認する行事 (5) <u>国際活動（国際体験）を主目的とする個人又はグループによる海外で行うスカウトプログラム</u> (6) <u>姉妹都市関係等特別な友好関係にあるスカウト組織等との交換</u> (7) その他本連盟が特に認めた行事等 ② 海外派遣は、すべて総コミッショナーまたは国際コミッショナーの承認を受けなければならない。	7-9 海外派遣	海外派遣は、海外で開催される次に掲げるものとし、原則として相手国連盟の招待又は本連盟の承認を受けたものとする。 (1) 世界スカウトジャンボリー、世界スカウト会議等の世界的な行事 (2) アジア太平洋地域スカウトジャンボリー、同地域スカウト会議等の地域的な行事 (3) 世界スカウト機構によって公認された国際的な行事 (4) 世界スカウト機構に加盟する相手国連盟が主催又は公認する行事 (5) 県連盟・地区が主催するスカウトによる国際交流活動を主目的とするグループによる派遣事業 (6) 姉妹都市関係等特別な友好関係にあるスカウト組織等との交換 (6) その他本連盟が特に認めた行事等 ② 海外派遣は、すべて総コミッショナーまたは国際コミッショナーの承認を受けなければならない。	一部修正
		7-10 海外旅行	海外旅行は、次に掲げるものとし、原則として日本連盟の承認を受ける必要は無い。 (1) 国際親善を主目的とする団または任意のグループによる渡航 (2) 渡航先でスカウト活動の予定がなく、見学・研修を主目的とする任意のグループによる渡航	新設
7-10 個人海外旅行	<u>個人海外旅行は、スカウト関係以外の目的で海外に渡航し、外国スカウト関係施設等の訪問又は外国スカウトとの交流を行うこととする。</u> ② <u>個人海外旅行において、外国スカウトとの交流を希望する場合には、本人の申請により、本連盟は国際紹介状を発給する。</u>	7-10 個人海外旅行	スカウト関係以外の目的による渡航や、外国スカウトとの個人的な交流を行う場合は、個人海外旅行とする。 ② 個人海外旅行において、外国スカウトとの交流を希望する場合には、本人の申請により、本連盟は国際紹介状を発給する。	修正 削除

条文番号	現行	条文番号	改正案	
7-11 外国スカウト受入		7-11 12 外国スカウト受入	(変更なし)	条文番号修正
<u>7-11</u> <u>国際紹介状</u>	<u>国際紹介状に関する細部は、別に定める。</u>	7-11 国際紹介状	(削除)	世界スカウト機構の発行が終了したため

教育規程 施行細則改正 ー国際紹介状ー

条文番号	現行	条文番号	改正案	
7-12-1 国際紹介状 の申請	国際紹介状の受給を希望する者は、所定の書式による申請書を県連盟をととして本連盟に提出しなければならない。	7-12-1 国際紹介状 の申請	(削除)	
7-12-2 受給者の義務	国際紹介状の受給者は、国際紹介状に記載された事項を守り、スカウトの国際的友情の高揚につとめるようにする。特に、訪問国連盟または最寄り地域のスカウト組織の意向にそった交流を行うことが大切である。また、次に掲げる事項については、本連盟の承認を受けなければならない。 (1) 制服の着用 (2) 訪問地でのスカウト大会等への参加 (3) 訪問地のスカウト連盟への通信 (4) 在外公館への通信	7-12-2 受給者の義務	(削除)	
7-8-3 帰国後の報告	受給者は、スカウト関係の交流を行った場合、その報告書を帰国後すみやかに、本連盟に送付しなければならない。	7-8-3 帰国後の報告	(削除)	